

# 【冊子 1】

## 移管の概要

### (共通)

#### 《目 次》

- |   |                            |     |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 公立保育所の社会福祉法人への移管について ..... | P 1 |
| 2 | 移管の進め方 .....               | P 4 |
| 3 | 四者協議会について .....            | P 5 |
| 4 | 引継ぎ共同保育について .....          | P 6 |
| 5 | 公募スケジュール等 .....            | P 9 |



# 1 公立保育所の社会福祉法人への移管について

## (1) 社会福祉法人への移管を進める理由

- 行財政改革の観点から「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、公的関与のあり方について見直しを行っており、公の施設について民間委託等を進めている。
- 保育所の整備・運営について、公立保育所に対しては国の負担（補助）がないため、限られた予算の中で、民間保育所を中心に待機児童対策や多様な保育ニーズへの対応を進めている。
- 公立保育所と民間保育所が概ね 1:4 の比率で設置されており、公民格差是正のための補助等の支援を図りつつ、公民で差のない保育が提供されている。

公立保育所は、今後 78 か所まで集約するとともに、「エリア支援保育所」と位置づけ、機能強化を図り、民間保育所と連携して、保育の質の向上と地域の子育て家庭を支援する。

一方で、一部の公立保育所については、社会福祉法人への移管又は、統廃合を進める。

## (2) 社会福祉法人への移管により期待される効果

- 民間保育所の持つ柔軟性や効率性を生かして、保育サービスの充実を図ることができる。
- 社会福祉法人に対する国の負担（補助）や民間活力の活用により、効率的に老朽化した保育所の整備を進めることができる。

## (3) 移管とは

社会福祉法人への移管とは、公立保育所の廃止と同時に、社会福祉法人の設置する保育所に運営を引継ぎ、保育を継続することをいう。保育の基本は変わらないが、名古屋市職員は、他の公立保育所等へ異動となる。

手法	設置主体	運営	在職する職員
移管	社会福祉法人	法人が運営を引継ぎ、保育を継続していく。	法人の職員と交代する。
委託	市	市との契約に基づき、事業者が保育所を運営する。	法人の職員と交代する。
民営化	社会福祉法人等	法人化して、そのまま保育所の運営を継続する。	そのまま法人の職員となる。

#### (4) 公募予定保育所一覧

公募時期	移管時期	保育所名	所在地	移管方式
令和7年度	令和9年4月	名城保育園	北区 名城三丁目3-2-101	貸与 →移転改築
		鳥羽見保育園	守山区 鳥羽見二丁目15-28	譲渡
		森孝保育園	守山区 森孝一丁目1144	譲渡

#### (5) 過去3年間の実績

公立保育園名	移管後の園名	開設
芝保育園（南区）	しば保育園	令和5年4月開設
山下保育園（守山区）	やました保育園	令和5年4月開設
太子保育園（緑区）	たいし保育園	令和5年4月開設
千代田橋保育園（千種区）	ひだまり kids 千代田橋保育園	令和6年4月開設
富田第三保育園（中川区）	富田こぼと保育園	令和6年4月開設
牧野原保育園（名東区）	牧の原ゆめいろ保育園	令和6年4月開設
南陽第二保育園（港区）	南陽ひかり保育園	令和7年4月開設

#### (6) 移管先として望まれる法人の姿

- 移管園の保育を尊重し、引継ぐ意欲があること
  - ・ 全体的な計画や保育目標、行事、日々の保育等は、子どもにとって急激な変化とならないよう、移管園のものを継承する。
  - ・ 持ち物や保護者の費用負担は、原則として従前どおりとする。
- ※ 移管前の内容から変更する場合は、保護者と協議を行いながら進めるものとする。
- 移管で不安を感じている子どもや保護者に寄り添える姿勢があること
  - ・ 1年間の引継ぎ共同保育で、子どもや保護者との信頼関係の醸成に努める。
  - ・ 移管前から設置する四者協議会で保護者とコミュニケーションを図り、不安を感じている保護者の気持ちを受け止めながら新しい園づくりを進める。
  - ・ 移管後も保護者とのコミュニケーションをとっていく仕組みを作る。
- 保育ニーズに応じて柔軟に事業展開できること
  - ・ 引き続き利用する子どもや保護者の理解を得ながら、法人の特色を生かした保育を実施することができる。
  - ・ 民間保育所として地域の新たな保育ニーズに対して積極的に対応していく。

## (7) 移管の前後における建物修繕

- ・ 移管前においては、一定の築年数の経過した建物を現状有姿で譲渡又は貸与するため、現在の保育運営に支障があるものについては、名古屋市が一定の修繕を移管前に実施している。ただし、令和9年度移管園においては、外壁、屋上の状態が良いため屋上防水・外壁塗装の実施予定はない。
- ・ 移管後に確認された不具合等については、運営法人の負担で対応すること。そのため、譲渡物件又は貸与物件の今後の修繕費用の法人負担を考慮し、名古屋市の通常の譲渡額又は貸与額の10分の1に減額している。

(参考) 公立保育所の社会福祉法人への移管における物品・設備の取扱い

区分			例示	市の所有	無償貸与	無償譲渡	考え方
備品・消耗品	保育にかかわる物品		ベッド、児童机・イス、おもちゃ、遊具、絵本、ピアノなど	-	-	○	保育の継続の観点から譲渡
	職員が使用する物品	事務機器	OA機器類 パソコン、プリンタ、コピー機など	○	-	-	保育 ICT システム用パソコン、タブレット、プリンタ等含む
		事務機器以外	事務室内机・イス、書棚など	○	-	-	原則市の所有だが、法人が必要とし、円滑な移管に資する場合は、別途協議の上、無償譲渡
	民間保育所に支給された物品		地震警報装置	-	-	○	引き続き運営に必要であるため譲渡
			AED、空気清浄器	○	-	-	原則市の所有だが、法人が必要とし、円滑な移管に資する場合は、別途協議の上、無償譲渡
設備等	工事等で設置された設備		空調機器、厨房機器、大型遊具など	-	-	○	同一施設で、切れ目なく保育を継続する必要があるため譲渡
	工作物台帳掲載分		手洗い場、砂場など				
	樹木、消火器		樹木、消火器				

注：不要な物については、別途協議の上、市が処分・撤去を行う。

## 2 移管の進め方

### (1) 移管の方式

方式	説明	建物	土地
譲渡	市から現園舎を有償にて譲り受け、移管後も現園舎での運営を引継ぐ。	有償譲渡	有償貸与
貸与	市から現園舎を有償にて貸与を受け、移管後も現園舎での運営を引継ぐ。	有償貸与	
移転改築	市が指定する用地に新園舎を整備（建設）する。	法人が建設	

### (2) 移管のプロセス（譲渡方式の場合）

時期	移管の流れ	法人の動き	備考
移管6～3年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">計画公表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保護者説明会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">準備会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">応募検討・準備</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所長研修会等の機会に情報を提供していく。</li> <li>・ 準備会は、保護者と市で構成し、公募要項等を検討する。</li> </ul>
移管前々年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">法人公募</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">法人選定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">四者協議会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">応募</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">参加</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定に係る懇談会は、外部有識者と保護者で構成する。</li> <li>・ 四者協議会には、法人責任者及び施設長予定者も参加する。</li> </ul>
移管前年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">引継ぎ共同保育</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保育士派遣</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長予定者との事務引継ぎや打合せを、引継ぎ共同保育とは別に行う。</li> </ul>
移管年度以降	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">移管</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">運営開始</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">園舎改修等</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管後少なくとも1年間は、四者協議会を定期的を開催する。</li> <li>・ 法人の判断で園舎の改修等を実施できる。</li> </ul>

### 3 四者協議会について

#### (1) 目的

円滑な移管に向けて保育内容等の引継ぎについて具体的に協議・検討するとともに、移管後の保育状況について確認を行うもの。

四者協議会で協議した内容等が適切に行われていないと名古屋市が判断したときには、法人に対し改善を求める。

#### (2) 設置期間

移管先法人として選定されてから移管1年後まで（約2年半）は、定期的を開催する。その後、移管時の在園児がすべて卒園するまでの間、設置するものとする。

#### (3) 構成員

- ・ 移管先法人の責任者及び施設長(予定者)
- ・ 移管予定の公立保育園長
- ・ 移管園の保護者代表
- ・ 名古屋市保育運営課の担当者

#### (4) 協議内容

- ・ 引継ぎ共同保育
- ・ 移管後の保育内容の詳細及び移管後の運営の状況確認等

(具体的な協議内容の例)

時期	区分	主な内容
移管前々年度 【法人選定】	第1回(2月頃)	四者協議会の進め方、引継ぎ共同保育の開始準備
移管前年度 【引継ぎ共同保育】	第2回(5月頃)	引継ぎ共同保育、新園の名称
	第3回(7月頃)	引継ぎ共同保育、新園の名称、新園の持物
	第4回(9月頃)	引継ぎ共同保育、新園の持物、新園の行事予定
	第5回(12月頃)	引継ぎ共同保育、新園の行事予定、新園の準備
	第6回(1月頃)	引継ぎ共同保育のまとめ、新園の準備
移管年度 【アフター フォロー】	第7回(5月頃)	移管直後の状況確認
	第8回(9月頃)	状況確認、アンケートの実施
	第9回(12月頃)	状況確認、アンケートの結果
	第10回(2月頃)	状況確認、今後の四者協議会

※ 移管後に開催される四者協議会では、参加する保護者の子ども（在園児）に対して保育を提供すること。

## 4 引継ぎ共同保育について

### (1) 目的

保育の継続性を確保するとともに、子どもや保護者との信頼関係を築き、移管による変化を緩やかにするために行うもの。

### (2) 内容

移管前1年間、引継ぎ保育士を移管先法人から移管園に派遣し、移管園の保育士と共同で保育に従事する（実習・研修の位置づけ）。

### (3) 施設長予定者・引継ぎ保育士の役割

#### ○ 施設長予定者

- ・ 四者協議会や行事等への出席、移管園の園長との引継ぎや引継ぎ保育士との打合せ、フォローをしていく中で子どもの様子について共通理解を図り、園運営等全体の内容を把握する。
- ・ 引継ぎ保育士になることはできない。

#### ○ 引継ぎ保育士

- ・ 保育や行事内容、子どもの様子について共通理解を図り、一人一人の子どもに合わせた支援の仕方等を把握する。
- ・ クラス担任として移管園の保育士と共同で保育を行い、子どもや保護者との関係づくり、園運営の内容を引継ぐ。
- ・ 法人所属園にて、施設長予定者等と保育内容、行事等の引継ぎについて打合せを行い、法人内で情報の共有をする。
- ・ 移管後、持ち上がりでクラス担任を継続するとともに、他の移管先法人の保育士に引継ぎ内容を伝える。
- ・ 多くの保護者と接するため、時差勤務にも従事する。

### (4) 引継ぎ保育士の要件と配置

#### ○ 要件

- ・ 認可保育所等で1年以上の従事経験（保育士資格取得後の経験とする。）を有すること。
- ・ 移管後も引き続き新園で保育士として従事する。

#### ○ 配置

- ・ 原則、5歳児を除く各クラスに1名配置する。
- ・ 配置されるクラスと、持ち上がりとなるクラスを中心に保育や行事内容の把握を行う。

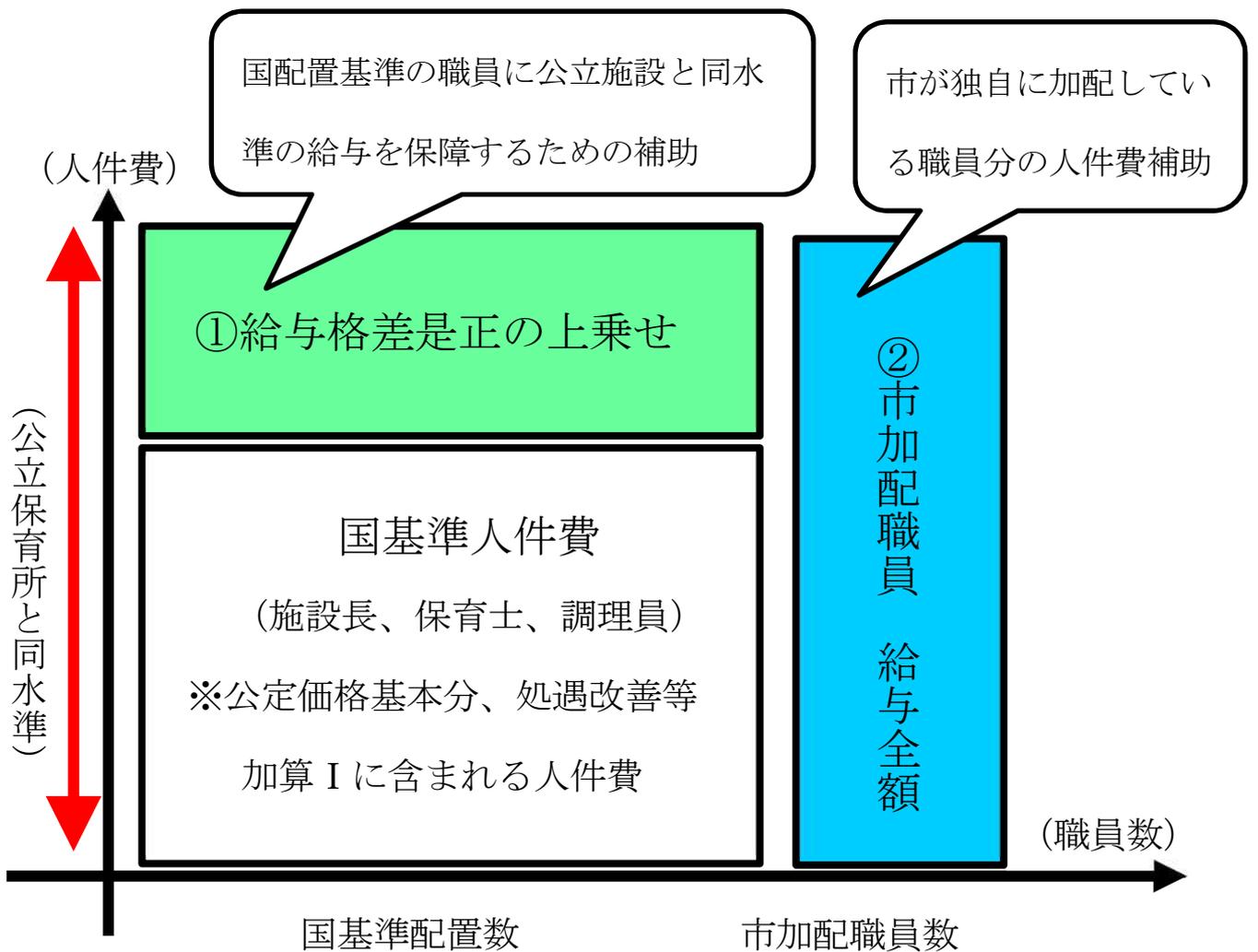
（持ち上がりの例）

保育士	移管前年度	移管年度
A	0歳児	1歳児
B	1歳児	2歳児
C	2歳児	3歳児
D	3歳児	4歳児
E	4歳児	5歳児

### (5) その他

- ・ 引継ぎ保育士には、移管先法人が現に運営する保育所等で従事している者を配置するよう努める。
- ・ 引継ぎ保育士に係る経費については、加配保育士として運営費補給金を交付する。
- ・ その他、詳細については、移管園の園長と別途協議して決める。

# (参考) 運営費補給金制度の概要



## 運営費補給金単価の動き (引継ぎ共同保育年度)

区分	暫定単価	当初単価	確定単価
適用時期	4～7月	8月～ (4月遡及)	3月頃 (4月遡及)
内容	<p>前年度の単価+ <b>引継ぎ保育士分</b> を暫定適用 (1,000円未満切り捨て)</p> <p><b>※引継ぎ保育士分は、国基準本俸額で暫定計上</b></p>	<p>★格付ヒアリングの内容を踏まえ、当年度の年度当初の状態を反映させた単価</p> <p>★4月時点の職員構成と児童数が1年間、同じ状態で続く前提で積算</p>	<p>★年間の実績(4～11月までの実績+12月実績×4の年間見込児童数をベース)に基づいて再計算した単価</p> <p>★年度途中の児童の入退所や職員の採用退職等の動きを反映</p>

引継ぎ共同保育年度(移管年度の1年前)の引継ぎ保育士の4月から7月までの運営費補給金単価は、国基準本俸額で暫定計上します。

## 運営費補給金単価の動き (移管年度)

区分	暫定単価	当初単価	確定単価
適用時期	4～7月	8月～ (4月遡及)	3月頃 (4月遡及)
内容	<p>前年度の単価を暫定適用(1,000円未満切り捨て)</p> <p><b>※移管後1年目の単価は0円</b></p>	<p>★格付ヒアリングの内容を踏まえ、当年度の年度当初の状態を反映させた単価</p> <p>★4月時点の職員構成と児童数が1年間、同じ状態で続く前提で積算</p>	<p>★年間の実績(4～11月までの実績+12月実績×4の年間見込児童数をベース)に基づいて再計算した単価</p> <p>★年度途中の児童の入退所や職員の採用退職等の動きを反映</p>

移管年度の4月から7月までの運営費補給金単価は、新園と同じ扱いとなる為、単価は0円となります。移管を検討する際には、余裕を持った資金計画の策定をお願いします。

## 5 公募スケジュール等

### (1) スケジュール

	日程	内容	備考
4月	15日(火)	選定に係る懇談会	公募要項等の意見聴取
	25日(金)	公募要項 公表	市公式ウェブサイトに掲載
5月	8日(木)	現地見学会 (名城保育園)	事前に申込みが必要 (1 法人につき3名まで) 二部制にて実施予定
	12日(月)	現地見学会 (鳥羽見保育園)	
	13日(火)	現地見学会 (名城保育園予備日)	
	14日(水)	現地見学会 (森孝保育園)	
	12日(月) ～21日(水)	質問受付期間	指定の質問書を使用すること
	26日(月)	質問回答 公表	市公式ウェブサイトに掲載
6月	2日(月) ～6日(金)	応募申請書受付	
	16日(月)	1次選考①	5 法人以上の応募があったときに実施。実施の有無、実施日程について応募法人へ通知する。
	17日(火)	1次選考②	
	20日(金)	1次選考結果通知	各法人に結果を通知する。
	30日(月) ～9日(水)	関係書類受付	事前に連絡の上、直接持参すること
7月	11日(金)	実地調査 (名城保育園①)	応募法人が現に運営する認可保育所等のうち指定する保育所又は認定こども園を評価委員が訪問し、調査を行う。
	16日(水)	実地調査 (名城保育園②)	
	18日(金)	実地調査 (鳥羽見保育園①)	
	23日(水)	実地調査 (鳥羽見保育園②)	
	29日(火)	実地調査 (森孝保育園①)	
	31日(木)	実地調査 (森孝保育園②)	
8月	20日(水)	プレゼンテーション (名城保育園)	応募法人によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。
	22日(金)	プレゼンテーション (鳥羽見保育園)	
	26日(火)	プレゼンテーション (森孝保育園)	
9月	16日(火)	移管先法人の決定、公表	全法人に結果を通知する。

## (2) 1次選考

5 法人以上の応募申請書類の提出があった場合 1 次選考を行い、上位 4 法人を選考するもの。提出された応募申請書類の内容をもとに、法人代表者、施設長予定者、応募法人が運営する保育所等\*の現施設長（実地調査希望園が望ましい）に対して、評価委員が面接を実施する。1 次選考後は上位 4 法人のみで選考を行い、移管先法人を選定していく。なお、1 次選考の結果は、その後の選考における評価には反映されないものとする。

\*保育所等とは、「認可保育所」、「幼保連携型認定こども園」、「保育所型認定こども園」をいう。

## (3) 実地調査

評価の参考とするため、応募法人が現に運営する認可保育所等のうち法人が指定する名古屋市内の保育所又は認定こども園を評価委員が訪問し、園内の保育状況の視察の他、質疑応答及び資料等の確認を行う。調査時間は、1 時間 30 分程度を想定している。なお、実地調査当日は、園内を案内できる者及び評価委員の質問に回答できる法人代表者等を待機させること。また、可能な限り施設長予定者も出席をすること。

## (4) プレゼンテーション・質疑応答

評価委員に対し、応募法人による 15 分のプレゼンテーションを実施する。機器等の設置・使用については各法人の責任で実施する。

プレゼンテーションに引き続き、評価委員から応募法人に対して 15 分から 30 分程度の質疑応答を実施するため、質疑応答に対応する法人代表者及び施設長予定者が出席すること。

## (5) 評価委員

児童福祉、法律、経理、保育の専門的知見を有する外部有識者 4 名と、移管園の保護者 1 名が評価委員となり、その評価に基づき選定を行う。評価委員は下表のとおり。保護者委員は、それぞれの児童が利用している移管予定の公立保育所に関する議事のみに参加する。

原則として、評価委員との接触は禁止とする。接触の事実が認められたときには、応募が無効になる場合がある。

氏名	所属・役職等
蔭山 英順	名古屋大学・日本福祉大学 名誉教授
内山 智映子	愛知県弁護士会 弁護士
加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
北島 みどり	東海学園大学 参与
池田 佑夏	名城保育園 保護者
加藤 真吾	鳥羽見保育園 保護者
林 祐光	森孝保育園 保護者